**山梨県知事　後藤斎　様**

貴県の姉妹都市である大韓民国忠清北道に対し、

**残酷な犬肉の消費を停止**するよう要請して下さい！

山梨県の姉妹都市のひとつである韓国の忠清北道で、非人道的かつ残忍極まりない犬肉産業が存在しているのをご存知ですか？

サムスン、ヒュンダイ（現代）、大宇、ＬＧといったグローバル企業を擁する韓国では、年におよそ250万匹の犬が食用として惨殺され、2万件を超えるレストランでスープ料理として販売されています。これは1日に7000匹の換算で起こっていることを意味し、年200万ドル（2億円）の利益を上げる規制外の産業となっています。

犬肉を消費する国は他にもありますが、韓国は食用家畜として大規模な施設を用いて犬を繁殖する唯一の国です。清州市（チョンジュ）、鎮川郡（チンチョン）、忠州市（チュンジュ）、報恩郡（ポウン）、陰城郡（ウムソン）、丹陽郡（ダンヤン）、槐山郡（クェサン）、曽坪郡（チュンピョン）、永東（ヨンドン）など、忠清北道の中で食用犬肉の繁殖場・屠殺場が点在する都市は数多くあります。

食用に繁殖される犬たちは、狭い持ち上がったケージの中で一度も地面に足を触れることもなく、網目から滴り落ちて堆積した糞尿を嗅ぎながら生きることを余儀なくされます。輸送の際には1平方メートルの檻に8～12匹が詰め込まれ、身動きができないようにされます。これは動きを封じることでは肉がより柔らかくなることを狙うためと言われています。市場では、生きた犬たちが仲間の死骸の真横に展示されます。客が生きた一匹を選ぶと、その犬は檻の天井から乱暴に引きずり出され、店の裏で屠殺されます。別の犬たちが見える場所で、吊るされ、殴打され、電撃を加えられ、生きたまま熱湯の中で煮られるかガスバーナーで炙られるのです。これらの残酷な屠殺方法は、犬が恐れ痛めつけらるほどその肉は旨くなり健康も増進する、という科学的根拠に基づかない伝統的考えにより支えられています。

この言葉にしがたい虐待と拷問に加えて存在するのが、食の安全に対する深刻な懸念です。食用犬たちは、飲食店から集められた腐った残りものの食べ物や、別の犬の内臓を餌として与えられており、その肉を食べる者の健康に大きな危害を与える恐れがあります。腺ペスト、大腸菌、ブルセラ症、バベシア症、炭疽(たんそ)病、カンピロバクター、皮膚幼虫移行症、ジアルジア症、ライム病、オウム病、狂犬病、サルモネラ症、細菌性赤痢、幼虫体内移行症などといった病気の可能性が確認されています。また、繁殖施設においては通常の１０倍もの量の抗生物質が犬に与えられることも多く、これが人間の体内で化学反応を起こしうることも観察されています。そもそも犬は肉食動物であり、重金属や毒素を体内に蓄積しているため、人間が食するには全く適さない動物であります。

さらに、屠殺場やレストランでの運命を待ち受けるのは食用に育てられた犬だけでなく、捨てられたり盗まれたペットの犬や、ペットショップやオークションでの売れ残りの犬たちも含まれるのが現実です。肉として消費される犬のおよそ３０％がそのような犬たちだと言われています。犬肉の問題を牛や豚・鶏を食べるのと比べる人が多いですが、なぜ犬だと食べるべきでないかということは、犬と人間との特別な関係を抜きにしても、市場に出回る犬の中にはまだ首輪を着けたままのものもいるという事実が、犬肉問題を他の家畜動物の問題とは同一視できないということを裏づけます。

中国広西省の玉林市で1990年代から毎年行われている犬肉祭は今年大きな世界的批判を招き、著名人のサポーターの呼びかけもあり400万人以上の反対署名が集まりました。一方で、浙江省金華市で600年受け継がれていた別の中国犬肉祭は、国際批判の高まりを受けて2011年に永久的に禁止されました。時代にそぐわない野蛮で残忍な慣行を文化や伝統として容認することは、もはや国際社会では通用しなくなってきています。

韓国内外でのメディアが韓国の犬肉産業の非道さを取り上げる中で、忠清北道は評判を落とし、姉妹都市関係にある米国のアイダホや日本の山梨県の名前も世界から消極的なイメージで捉えられてきています。観光・商業・文化交流・公衆安全の領域で貴県と忠清北道が共に協働して繁栄するためにも、忠清北道に以下の法律の施行を徹底させる旨の公文書を発行するよう要請してください。

* ***家畜製品衛生管理法2条1項***（家畜の飼育・屠殺、家畜製品の加工・流通・検査を規定する）において、犬は食用に加工できる家畜として定義されていない。
* ***食品衛生法７条１項***では、犬は食品として加工・調理できる対象として定義されていない。
* ***動物保護法第３条***はペット動物・家畜動物・実験用動物すべてを対象とし、動物が通常・自然の行動を取れるようにし(1項・3項）、渇き・飢え・栄養不足に悩むことなく(2項)、怪我や病気に苛むこともなく(4項)、恐怖や苦痛を感じることのない(5項)よう動物を保護することが定められている。
* ***動物保護法８条***では、動物の虐待が禁じられており、吊るすなどの残酷な方法で殺すこと（1①）、他の動物の見える場所で殺すこと(1②)、放棄された動物を捕獲・販売・殺傷すること(2①)、放棄された動物と知りながら購買すること(2②)を禁止している。
* ***動物保護法9条***では動物の輸送について定めており、動物がきちんと食べ物を補給され急な揺れで怪我をしないよう注意して運転すること(1①)、痛みや不快感を防ぐよう移動させること(1④)を規定している。
* ***動物保護法46条***は懲罰規定であり、同法8条に違反した者は最高懲役1年か1千万ウォン (100万円)の罰金刑としている。
* ***環境省による水質と生態系保全法15条1項2 と78条3項***では、排泄物・家畜から出た不要な水・動物の死骸を公共の水に流した者は最高懲役1年か1千万ウォン (100万円)の罰金刑としている。
* ***家畜安全管理法***では、屠殺場では登録を受けた動物だけを取り扱うことを認可しているが、犬はこの法律上では屠殺できる対象としていないため、犬の屠殺場のどれも登録を受けていないということになる。

山梨県知事の迅速な対応を要請いたします。

知事からのお返事をいただけることをお待ちしております。

* より多くの情報はこちらをご覧下さい。

<https://www.youtube.com/watch?v=3uR8R8Mu70Q&feature=youtu.be>

<https://www.youtube.com/watch?v=vHB3uwB9kyA&feature=youtu.be>

<https://www.youtube.com/watch?v=foHCBNllT8w>

* この署名活動は非営利団体KOREANDOGSORG.により行われました。

<http://koreandogs.org/>

<https://www.facebook.com/koreandogs>

* ご質問がございましたらどんなことでもお聞きください。より詳しい情報を迅速に提供させていただきます。日本語でももちろん大丈夫です。

<http://koreandogs.org/contact-us/>